平成２３年（フ）第１４８号
新潟市江南区西町６丁目３番20号１
債務者　櫻井　　淳
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６７３号
金沢市上荒屋６丁目434番地　メゾンドキャッスル201号室
債務者　大工　健吉
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１１６号
静岡県伊豆の国市韮山多田983番地の270
債務者　町田　和哉
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９５号
京都市下京区五条通東洞院東入万寿寺町122番地　エスリード烏丸五条駅前1408号
債務者　讃井　恭典
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
京都府宇治市菟道西中10番地の１　フェニックスヴィラⅡ107号
債務者　干場　　博
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３３８号
京都府長岡京市粟生田内44番地　第２竹風荘東棟102
債務者　足立加代子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
京都府久世郡久御山町野村村東374番地６
債務者　飛田　信夫
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３８５号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地の１25棟502号
債務者　吉田　伸二
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４２０号
京都府宇治市小倉町中畑49番地　市営住宅307号
債務者　吉川　和子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４２６号
京都市西京区桂上豆田町39番地107　ＺＥＮマンション301号室
債務者　岡野　京子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４７２号
京都市中京区壬生賀陽御所町44番地
債務者　盛川　幸男
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４９６号
京都市東山区今熊野池田町59番地11
債務者　佐藤　　彰
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５０６号
京都市左京区聖護院蓮華蔵町31番地　ＵＲ東山二条707
債務者　有田　尚生
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５０７号
京都市東山区東大路三条下る西入高畑町604メゾン雅502、住民票上の住所大津市稲津３丁目14番８号
債務者　西川　真哉
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
京都府南丹市園部町新町130・131番合地
債務者　田村磨樹子こと　白　　瞳
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
堺市北区蔵前町1540―８　ロイヤル蔵前403号、住民票上の住所堺市東区引野町２丁62番地11
債務者　江川　和美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
堺市西区津久野町３丁33番10号　イトーピア津久野406号
債務者　酒井　孝子（旧姓佐藤・藤野）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係